

「五所川原市第3期障害者計画」についての意見募集結果について

市が実施しました「五所川原市第3期障害者計画」策定にあたっての意見募集に対し、多数のご意見をいただき、誠に、ありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

平成29年2月9日（木）から平成29年3月10日（金）まで

2 募集方法

市のホームページ（<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>）に案の概要等を掲載したほか、市家庭福祉課、市情報公開コーナーに備え付けました。また、希望者には郵送を行いました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）の明記を条件とし、氏名・住所が記載されていなかった意見はありませんでした。

2人（団体）の方から延べ3件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
0件	1件	1件	0件	1件	3件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、次のとおりです。

(提出された意見の内容とそれに対する市の考え方)

NO	頁	提出された意見	市の考え方
1	表紙	表紙タイトル「五所川原市第3期障害者計画」について、「害」の字を平仮名表記にしてほしい。	<p>「害」の字の表記については、2010年、国の障がい者制度改革推進会議において、様々な考え方がある中「新たに特定の表記に決定することは困難」と結論付けられたことから、現在、各自治体、マスコミ、企業等で異なった表記が使用されているものと理解しております。</p> <p>市では策定委員会での意見を基に検討を重ねた結果、全ての「害」の字をひらがなにするのではなく、国、県及び県内自治体の使用状況を鑑み、人や人の状態を表す「障害」を単語で使用する場合のみ、ひらがな表記を交えた「障がい」を使用することとし、法令や固有名詞、事業名等は、現状のまま漢字表記することといたしました。</p> <p>表記方法については、今後も社会情勢等を勘案しな</p>

			がら、随時検討していきたいと考えております。
2	2 2	「情報提供の充実」について、直接、障がいのある人への情報発信のほか、施設やサービス提供事業者への説明会等を開催し、情報提供する場を設ける必要があると思われる。また、アンケート結果から、ホームページは障がいのある人に便利なツールか疑問であることから、市としての力の入れ方を検討するべきであると思われる。	市では、毎年5月に障害者関係施設、サービス提供者、障害者団体、障がいのある人等を対象に、「障害福祉サービス等説明会」を開催し、各種制度の内容や関係法令等の改正等について情報提供しております。 なお、開催にあたり、市広報等に開催日時、場所等を掲載するほか、事業者や障害者団体へは直接案内状を送付し、周知に努めているところです。 今後も、説明会の開催を継続しながら、各情報伝達ツールを最大限に利用し、情報発信に努めていきたいと考えております。
3	3 4	「人材の確保・育成」について、介護福祉課とも連携し、人材の確保状況等を定期的に把握し、人的余裕のある事業所を紹介できるシステムを構築して欲しい。	介護福祉課と連携した人材確保については、18ページ「地域福祉の推進」の社会資源の活用で、連携して進めていくことを記載しております。 なお、人材確保状況の把握等については、今後、関係機関と協議、検討していきたいと考えております。

担当	五所川原市福祉部家庭福祉課
電子メール	1605pbc@city.goshogawara.lg.jp
電話	0173-35-2111 (内線2432)
FAX	0173-35-9901